



奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL : 0742-25-3100

FAX : 0742-25-3101

HP <https://www.naras.johas.go.jp>

Eメール info@naras.johas.go.jp

Vol. 42 2020年 夏号

かわら版

最近のがん治療と仕事への影響 ～治療と仕事の両立支援の観点から～

産業保健相談員（医師・産業医） 西岡久之

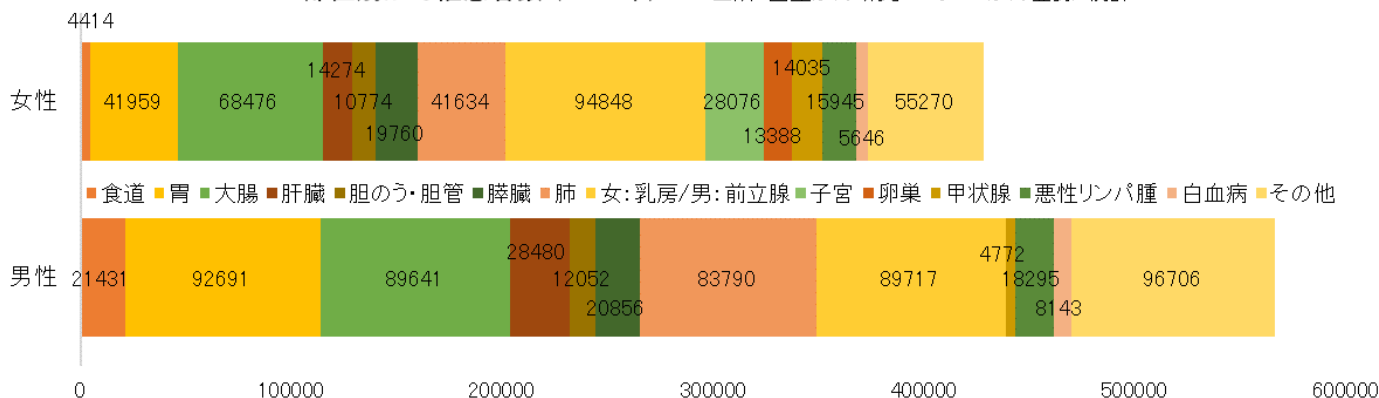
近年、がんの治療法は目覚ましい進歩を遂げ、5年生存率はかなり改善している。そして、治療の主体は入院治療から外来治療へと変化し、治療と仕事の両立が課題となっている。そこで、最近のがん患者の推移、治療の進歩、および、治療と仕事の両立支援の観点から、通院治療の仕事への影響、必要な配慮等について解説する。

1. がんの患者数の推移

国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」(全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ))のデータによると、全国のがん推定罹患数は年々増加し、2016年では男性が約57万人、女性が約43万人となり、合計では約100万人に及んでおり、このうち就労世代(20～64歳)が約26%を占めている。

また、同じく2016年の「がん登録・統計」による「部位別がん罹患患者数」では、大腸が最も多く、胃、肺の順となるが、男性では前立腺が第2位、女性では乳房が第1位となっている。(下グラフ参照)

部位別がん罹患患者数(2016年) 出所: 国立がん研究センター がん登録・統計



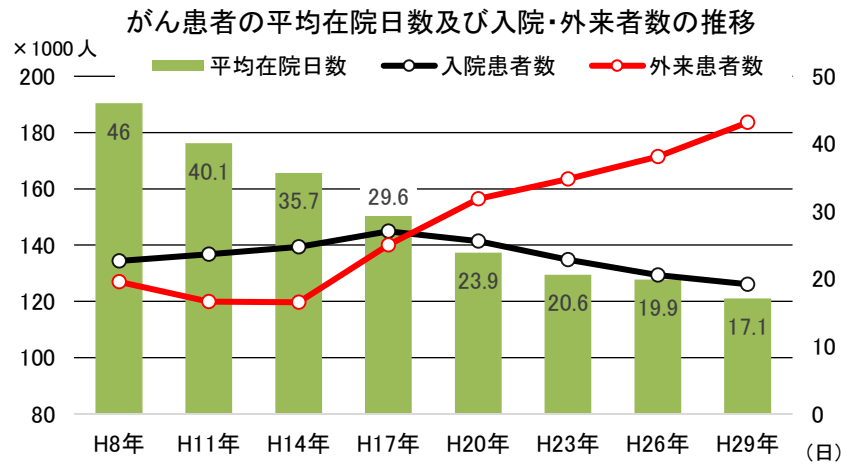
2. 近年のがん治療の進歩

2018年の国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」によると、がんによる死亡数が多いのは、肺がんが最多で、次いで大腸がん、胃がんの順である。しかし医学の目覚ましい進歩により、35年間で5年生存率は肺がんで約17%から約42%へ、大腸がんは約35%から約70%へ、

胃がんは約 35%から約 70%へそれぞれ改善している。

また、医療機関を受診するがん患者の推移をみると、平成 18 年ころから外来患者数が入院患者数を上回るようになり、在院日数も減少の一途をたどっている。(右グラフ参照)

このように、不治の病といわれたがん患者が年々増加しているにもかかわらず、がん外来通院患者数が増加し、さらに在院(入院)日数も減少している状況は、ひとえにがん治療の進歩の賜物といえる。



3. 主ながん治療

がん治療は、手術療法(抗がん剤治療)、化学療法(抗がん剤治療)、放射線療法等の様々な治療法を組み合わせる「集学的治療」が基本となっている。これらの治療法のほかにも、ホルモン療法や分子標的薬等がある。

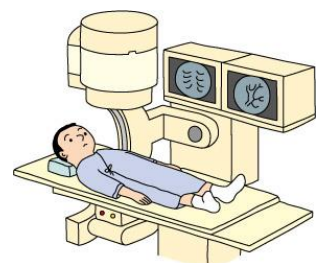
なお、がんの種類や進行度に応じて、標準的治療と呼ばれる、治療ガイドラインに基づく一般的な治療法が定められているが、必ずしも遵守する必要はなく、症例に応じた治療法が選択、施行されている。以下にがん治療の特徴(3大治療)について示す。

(1) 手術療法(外科治療)

- ・手術で、がんに侵された組織や臓器、周りのリンパ節を取り除く
- ・がんのために臓器などを取り除くことによって、損なわれた体の機能や外観を元の状態に近づけるための手術などの処置が行われる。

(2) 化学療法(抗がん剤治療)

- ・抗がん剤を用いてがん細胞の増殖を抑える治療法で、より広範囲の治療効果を期待して行われる。
- ・化学療法(抗がん剤治療)の場合、一般に“治療の日”と“治療を行わない日”を組み合わせた1~2週間程度の期間を設定して治療を行う。この期間を「1コース」、または「1クール」などの単位で数え、一連の治療として効果や副作用の様子を見ながら数回繰り返して行われる。
- ・近年では、抗がん剤の進歩や、副作用の緩和、治療法(支持療法)の進歩により、1クール目だけ入院して治療を行う等、外来で化学療法を行うことが多くなっている。



(3) 放射線療法

- ・放射線は細胞の遺伝子に作用し、細胞が分裂し増殖するのを抑制するので、がん細胞が死滅または減少する。放射線療法はこのような作用を利用している。
- ・放射線療法は、がんを治すことを目的として単独で行われることもあるが、化学療法(抗がん剤治療)や手術などのほかの治療と併用して行われることもある。
- ・放射線療法を通院で実施する場合、全体の予定は治療計画によって異なるが、多くの場合、1週間

に5日の治療を数週にわたって行う。一般的に放射線が治療のため実際に照射されている時間は数分である。

(国立がん研究センターがん情報サービス「患者必携 がんになったら手に入るガイド普及新版」より。改変)



4. 両立支援に当たっての留意事項

がんの種類や進行度が同じであっても、がんの治療法や治療に伴う症状等は症例によって様々であり、両立支援に当たっては、特に労働者の個別性に配慮した対応が必要とされる。

(1) 治療の特色を踏まえた対応

治療や経過観察は長期にわたるとともに、治療に伴い予期せぬ副作用が出現し、治療内容のスケジュールの見直しが必要となることがある等のことから、経過によって就業上の措置や治療への配慮を再検討する必要があることに留意が必要である。

労働者は就業上の措置及び治療に対する配慮の検討・実施とフォローアップを受けることができるように以下の点に留意して、事業者に対して必要な情報を提供することが望ましい。

ア 手術

- ・手術を受ける場合には、事業者が職場復帰までのおおよその期間を見積もることができるように、労働者が入院期間、手術後に出やすい合併症や制限すべき動作等について手術前に主治医に確認し、必要に応じてそれらの情報を事業者に提供することが望ましい。
- ・手術後の合併症や制限すべき動作等については、手術後の状況が手術前の予想と異なる可能性があるため、退院時等に労働者が主治医に再確認し、必要に応じてそれらの情報を事業者に提供することが望ましい。

イ 化学療法（抗がん剤治療）

- ・化学療法（抗がん剤治療）を受ける際には、労働者が主治医に対して入院の可否や治療期間、出やすい副作用およびその内容・程度について確認し、必要に応じてそれらの情報を事業者に提供することが望ましい。化学療法（抗がん剤治療）は1～2週間程度の周期で行うため、副作用による体調の変化を周期的に認めることがある。とりわけ倦怠感や免疫力が低下する状態が問題となるが、薬剤の種類や組み合わせごとに、いつごろどのような症状が現れやすいか推測可能である。
- ・化学療法（抗がん剤治療）を受けながら就労を継続する場合は、労働者が出やすい副作用の詳細や、治療スケジュールの変更の有無などについて、必要に応じて主治医に確認し、それらの情報を事業者に提供することが望ましい。

主治医意見書(様式例)

職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名		生年月日	年	月	日
住 所					
復職に関する意見	<input type="checkbox"/> 復職可 <input type="checkbox"/> 条件付き可 <input type="checkbox"/> 現時点で不可(休業: ~ 年 月 日)				
業務の内容について職場で配慮した方がよいこと(望ましい就業上の措置)	例: 重い物を持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				

ウ 放射線療法

- ・通院しながら放射線治療を受ける場合、基本的に毎日(月～金、数週間)照射を受けることが多いため、労働者が治療スケジュールを主治医に確認し、必要に応じてそれらの情報を事業者に提供することが望ましい。

- ・放射線治療中は、頻回の通院による疲労に加え、治療による倦怠感が出現することがあり、労働者は事業者にあらかじめその旨を伝達するとともに、事業者は労働者から体調不良の申出があった場合、柔軟に対応することが望ましい。

(2) メンタルヘルス面への配慮

がんと診断された者の多くは一時的に大きな精神的衝撃を受けるが、多くの場合、数週間で回復する。しかし、中にはがんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合がある。

そのため、がんと診断された労働者について、メンタルヘルス不調等の状態を把握し、治療の継続や就業等に影響があると考えられる場合は、産業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフ等と連携し、適切な配慮を行うことが望ましい。

(3) がんに対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応

いまだがんは「不治の病」というイメージが強いが、医療の進歩とともに、がんは慢性疾患に変化しつつあり、がんになっても就労可能な世の中になっている。それゆえに、がんになっても、就業上の措置および治療に対する配慮等を行い、がん治療と仕事の両立のための必要な情報に限定し、同僚や上司等に開示して理解を得ることが望ましい。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための当センターの対応について

令和2年1月頃から感染が拡大し、4月には全都道府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。新型コロナウイルス感染症については、当センターの事業運営にも多大な支障をきたしましたが、奈良県に出されておりました緊急事態宣言が5月14日に解除されましたことから、産業保健専門的研修は、7月1日から「3密」を避ける方法での開催を計画しています。

しかしながら、メンタルヘルス対策個別訪問支援及び両立支援のための個別訪問支援、さらに地域産業保健センターにおける事業場個別訪問及び対面による健康相談等は、この「奈良さんぽかわら版」発行時点（5月末日現在）においては、未だ、訪問・相談日程の延期をお願いしています。

当センターでは、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しながら、個別訪問支援等の再開時期を決定（ホームページの「お知らせ」に掲載予定）することとしますので、ご不便、ご迷惑をおかけしますが、係る状況をご理解いただきますようお願い申し上げます。

奈良さんぽメールマガジンのご購読について

当センターでは、産業保健に関するトピックス、産業保健等に関する法律等の改正、行政ニュース、イベント等の最新情報を掲載したメールマガジンを毎月1回定期配信しています。（無料）
配信をご希望される方は、次のURLから購読申込をお願いします。

URL : <https://submitmail.jp/FrontReaders/add/4488>



〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階
独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター
電話：0742-25-3100 FAX：0742-25-3101
Eメール：info@naras.johas.go.jp